

産業廃棄物処分量許可証

住 所 鳥取県鳥取市賀露町北四丁目17番13号
氏 名 株式会社プラスサービス
代表取締役 加納 義信



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取市長 深澤 義彦



許可の年月日 令和 5年 4月 20日
許可の有効年月日 令和12年 4月 19日

1. 事業の範囲

| 産業廃棄物の種類 | 中間処理 | |
|--------------|------|------|
| | 破碎溶融 | 圧縮梱包 |
| (1) 廃プラスチック類 | ○ | ○ |

・以上1品目、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
・中間処理（破碎溶融）については、廃発泡プラスチック類（ポリスチレン、ポリエチレン、ポリプロピレン）に限る。

（備考）「○」は取り扱うことができるものを示す。

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年 6月 9日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：廃プラスチック類の破碎溶解施設

| | | | |
|-------|----------------------|------------------------|---|
| 設置場所 | 鳥取県鳥取市気高町下坂本字濱崎933番2 | | |
| 設置年月日 | 平成22年12月18日 | | |
| 処理能力 | 廃プラスチック類 | 0.4トン/日(50kg/時間×8時間/日) | |
| 保管施設 | 廃プラスチック類 | 保管容量 | 90m ³ (保管面積 46m ²) |

(2) 施設の種類：廃プラスチック類の圧縮梱包施設

| | | | |
|-------|----------------------|-------------------------|---|
| 設置場所 | 鳥取県鳥取市気高町下坂本字濱崎933番2 | | |
| 設置年月日 | 令和4年3月3日 | | |
| 処理能力 | 廃プラスチック類 | 1.1トン/日(134kg/時間×8時間/日) | |
| 保管施設 | 廃プラスチック類 | 保管容量 | 87.3m ³ (保管面積 29.1m ²) |
| | | 保管容量 | 57.6m ³ (保管面積 19.2m ²) |

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鳥取県鳥取市賀露町北四丁目17番13号
氏 名 株式会社プラスサービス
代表取締役 加納 義信

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和5年4月20日
許可の有効年月日 令和12年4月19日

1. 事業の範囲
別紙のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和5年6月27日 更新許可

5. 積替え許可の有無
鳥取市 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

1. 事業の範囲

| | 取り扱うことができる産業廃棄物の種類 | 積替え保管の有無 |
|------|-----------------------|----------|
| (1) | 汚泥 | — |
| (2) | 廃油 | — |
| (3) | 廃酸 | — |
| (4) | 廃アルカリ | — |
| (5) | 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。） | — |
| (6) | 紙くず | — |
| (7) | 木くず | — |
| (8) | 繊維くず | — |
| (9) | 動植物性残さ | — |
| (10) | 金属くず（自動車等破砕物を除く。） | — |
| (11) | ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。） | — |
| (12) | がれき類 | — |

・以上12品目、いずれも特別管理産業廃棄物、石棉含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。

・(1)、(5)、(10)及び(11)にあつては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。

(備考)

- ・「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。



許可番号 03151002312

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鳥取県鳥取市賀露町北四丁目17番13号
氏 名 株式会社プラスサービス
代表取締役 加納 義信



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和5年4月20日
許可の有効年月日 令和12年4月19日

1. 事業の範囲
別紙のとおり
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし
3. 許可の条件
なし
4. 許可の更新又は変更の状況
令和5年6月27日 更新許可
5. 積替え許可の有無
鳥取市 有 ・ 無
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無



許可番号 第 02804002312 号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 鳥取県鳥取市賀露町北四丁目17番13号

氏 名 株式会社プラスサービス
代表取締役 加納 義信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三

許可の年月日 平成29年7月19日

許可の有効年月日 令和6年7月18日



1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)
取扱産業廃棄物の種類

- 1.汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)
- 2.廃油
- 3.廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)
- 4.廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)
- 5.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 6.紙くず
- 7.金属くず
- 8.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)

以上 8 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成24年7月19日 新規許可
平成29年7月19日 更新許可
令和2年1月15日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鳥取県鳥取市賀露町北四丁目17番13号

氏 名 株式会社プラスサービス
代表取締役 加納 義信

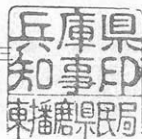
優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三

許可の年月日 平成30年6月7日

許可の有効年月日 平成37年6月6日



1. 事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱特別管理産業廃棄物の種類

1. 感染性産業廃棄物

以上1種類

2. 許可の条件

当該特別管理産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成5年6月7日 新規許可

平成15年6月7日 更新許可

平成20年6月7日 更新許可

平成25年6月7日 更新許可

平成30年6月7日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無